試 験 の お 申 込 み 手 引 き

一般財団法人 ベターリビング
つくば建築試験研究センター

試験のお申込み

1．試験のお申込みにあたっては、事前に試験責任者とお打合せ下さい。
2．当財団に試験をお申込みされる方は、当財団の試験業務約款にご同意のうえ、試験依頼書に必要事項をご記入して、試験用提出図書を添えて試験責任者に送付して下さい。
3．試験依頼書のご記入にあたっては、試験依頼書記入上のお願いをご参照下さい。
4．試験用提出図書には、試験体図面（含む詳細図）、部材仕様書、施工要領書、取扱説明書などがありますので、試験責任者とお打合せ下さい。また、試験用提出図書は必要に応じて試験成績書に添付致しますので、明瞭なものをご提出下さい。
5．試験依頼書をご提出頂いた後、試験依頼書に引受承諾印を押印した試験依頼書の写し、又は引受承諾書をご担当者宛にお送り致します。
6．試験内容に変更または中止が生じた場合は、所定の手続きを取りますので、速やかに試験責任者までご連絡下さい。

試験金額のお支払い

1．試験金額は、試験成績書又は業務完了届の発行予定日までに、当財団の発行する請求書により銀行振込みでお願いします。また、銀行振込みの際の手数料はご依頼者でご負担願います。
2．手形及び小切手のお取扱いは致しておりません。
3．入金された試験金額は、試験等の内容に変更が生じた場合には清算させて頂きますので、試験責任者までご連絡下さい。

試験成績書の発行

1．試験業務が全て終了しましたら、試験成績書（正副各 1 部）をご担当者宛に発送致します。
2．試験成績書（副本）の追加発行をご希望される場合は、事前に試験責任者までお申し出下さい。別途料金にて追加発行を致します。
3．試験成績書の再発行期限は、発行日より 10 年間です。一旦発行しました試験成績書は、記載内容を変更しての再発行はできませんのでご了承下さい。

秘密保持

1．当財団職員はご依頼を受けた試験業務に関して、知り得た情報(個人情報を含む)や秘密を厳守致します。

試験体の処分

1．試験終了後の試験体は、原則としてご依頼者で速やかにお引取りをお願いします。
2．小型の試験体で当財団に処分をご依頼される場合は、事前に試験責任者までお申込み下さい。別途費用にてお受け致します。

その他

1．ご依頼者が当財団の施設内外で作業をされる場合は、事前に試験責任者とお打合せ下さい。作業にあたっては試験責任者の指示に従い、労働災害などの防止に努めて下さい。万一、労働災害が発生した場合には、ご依頼者が加入する労働災害補償保険を適用して下さい。
2．当財団の施設や備品類を破損した場合は、その損害額を賠償して頂きます。但し、当財団が認めた場合は、この限りでありませんので、速やかに試験責任者までご連絡下さい。

試験依頼書記入上のお願い

依頼者の欄

1．住所欄にご依頼者の郵便番号及び住所を記入して下さい。
2．会社名欄にご依頼者の社名又は団体名などをご記入の上、印の欄に社印などを押印して下さい。
3．役職名・氏名の欄に依頼試験に関する責任者の役職名、氏名を記入して下さい。
4．依頼者欄中の住所、会社名、役職名・氏名については、記載されたとおりに試験成績書に転記致しますのでご注意下さい。

担当者連絡先の欄

1．試験に関するご連絡等のご担当者の住所、電話番号、FAX 番号、E メールアドレス、部署名、役職名・氏名を記入して下さい。
2．試験成績書および試験金額の請求書は、本欄のご担当者宛にご送付致します。

試験内容の欄

1．依頼試験の名称は、試験の目的、内容が分かるように簡潔に表現してください。(詳細については試験責任者とお打合せ下さい。)
2．品名又は試験体機種名欄は、試験体の商品名、機種名などを記入して下さい。
3．試験項目欄は、JIS 等の規格がある場合はその規格番号と試験名称を記入して下さい。試験項目が多い場合等で、同欄に記載できない場合は、別添資料で提出して下さい。

ベターリビングつくば建築試験研究センター記入欄

1．この欄については当財団にて記入致しますので、ご記入なさらぬようお願い致します。

お問合せ先
〒305-0802　茨城県つくば市立原 2 番地
一般財団法人ベターリビング つくば建築試験研究センター
TEL.029-864-1745(代)　FAX.029-864-2919(代)
URL　http://www.cbl.or.jp
info-tbtl@tbtl.org

TBTLQ－2170
平成 16 年 4 月 1 日制定
平成 17 年 12 月 26 日改定
平成 23 年 12 月 1 日改定

一般財団法人ベターリビング
試験業務約款

第１条（総則）

依頼者（以下「甲」という。）と一般財団法人ベターリビング（以下「乙」という。）は、この約款（試験依頼書及び引受承諾書を含む。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

第２条（契約締結日）

この契約は、甲が乙に対し、乙所定の試験依頼書を提出し、乙が甲に引受承諾書を発行した日をもって締結がなされたものとする。ただし、乙が試験依頼書に承諾印を押印し、その写しを甲に発行した場合は、当該試験依頼書の写しをもって引受承諾書に代えることができる。この場合において契約締結日は、乙が承諾印を押印した日とする。

第３条（業務の実施）

乙は、善良なる管理者の注意義務を持って、引受承諾書（乙の承諾印が押印された試験依頼書の写しを含む。以下同じ。）に定められた試験業務（以下「業務」という。）を行い、第５条第１項に規定する業務完了期日までに、甲に対し試験成績書を発行する。

２　次の各号の一に該当するときは、乙は試験成績書を発行しないこととし、この場合において試験成績書を発行しない旨を甲に通知するものとする。

一　試験用提出図書（試験依頼書及び図書（試験体図面、部材仕様書、施工要領書、取扱説明書など））に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき

二　試験用提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

三　試験に必要な依頼者の協力が得られなくなったことその他乙の責に帰すことのできない事由により、試験を行えなかったとき

四　試験金額が納入期日までに納入されていないとき

第４条（説明、協力等の責務）

乙は、甲から乙の試験の方法について説明を求められたときは、乙が相当と認める範囲内でこれに応じる。

２　甲は、乙の請求があるときは、乙の試験業務遂行に必要な範囲内において、試験体の仕様等に関する追加書類等を遅滞なく乙に提供しなければならない。

第５条（業務完了期日）

乙の業務完了期日は、当該引受承諾書に定められた日又は試験成績書の発行日のいずれか早い方の日とする。

２　乙は、業務完了期日までに試験業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示した書面をもって業務完了日の延期を申し出、その延期を行うことができる。

３　乙は、甲が理由を明示した書面をもって業務完了期日の延期を申し出、かつ乙がその理由が妥当と認めた場合には、その延期を行うことができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を乙に対して賠償する。

４　第２項及び前項の業務完了期日の延期に関し必要な事項については、甲乙協議の上定める。

５　この契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところによる。

第６条（試験体の仕様等の変更）

甲は、試験成績書等の発行前までに試験体の仕様等を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の試験用提出図書を提出しなければならない。

２　前項の変更が軽微であると乙が認める場合を除き、甲は、当初の試験の依頼を取り下げ、別件として改めて乙に試験を依頼しなければならない。

３　前項の依頼の取り下げがなされた場合は、第８条第２項の契約解除があったものとみなす。

４　甲は、試験体の仕様等を変更した場合、乙に対し、引受承諾書に記載された額の手数料（以下「試験料」という。）のうち乙の試験業務の履行状況に応じた金額を支払う。

第７条（手数料等）

乙は甲からの依頼により、試験業務の手数料について見積書の発行を行なう。

２　甲は、引受承諾書に記載された額の手数料（以下「試験料」という。）を、乙の発行する請求書により、第３項に規定する日（以下「納入期日」という。）までに乙の指定する銀行口座へ振込送金により納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由のある場合は、甲乙協議の上別の支払い方法によることができる。

３　甲は、手数料の二分の一以上を引受承諾書の定められた契約締結日から 7 日以内に納入し、残金を業務完了期日の前日までに納入する。ただし、乙が認める場合には、業務完了期日の前日までに一括払いで納入することができる。

４　第３条２項の場合その他甲の責に帰すべき事由により、乙が甲に対して試験成績書等を発行しない旨の通知をした場合においては、甲は、乙に対し、試験料を支払うとともに、乙に生じた損害を賠償する。ただし、試験料の額については、乙は、試験業務の履行状況に応じて減額することができる。

５　試験料等の納入に要する費用は、甲の負担とする。

第８条（甲の解除権）

次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

一　乙が、正当な理由なく、業務を業務完了予定期日までに完了せず、又はその見込みのない場合

二　乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2　前項に規定する場合のほか、甲は、乙の試験業務が完了するまでの間、いつでもこの契約を解除することができる。
3　第１項及び前項による契約解除は、解除する旨を書面により乙に通知する方法で行う。
4　第１項に基づく契約解除の場合、甲は、試験金額を既に支払っているときは支払済みの試験金額の精算をした額を乙に請求することができる。この場合に、甲に損害が生じたときは、乙が支払うべき損害賠償の金額は、引受承諾書に記載された試験料の額を限度とする。
5　第２項に基づく契約解除の場合、甲は、乙に対し、引受承諾書に記載された額の試験料を支払うとともに、乙に生じた損害を賠償する。ただし、試験料の額については、乙は、乙の試験業務の履行状況に応じて減額することができる。

第９条（乙の解除権）
　次の各号の一に該当するときは、乙はこの契約を解除することができる。
一　甲が第４条第２項の提供を行わない等、乙の業務の履行に必要な協力をしないとき
二　甲の責に帰すべき事由により業務完了予定期日までに業務完了届を発行又は発行しない旨を通知することができないとき
三　甲が書面をもって申し出た業務完了予定期日の延長の理由について、乙が正当でないと認めるとき
四　甲が正当な理由なく、納入期日までに試験体を納入しないとき
五　甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
2　前項による契約解除は、解除する旨を書面により甲に通知する方法で行う。
3　前項に基づく契約解除の場合、甲は、乙に対し、引受承諾書に記載された額の試験料を支払うとともに、乙に生じた損害を賠償する。ただし、試験料の額については、乙は、乙の試験業務の履行状況に応じて減額することができる。

第 10 条（試験の結果に対する甲の義務及び請求権）
　甲は、乙の発行する試験成績書の内容を改ざんして使用してはならない。
2　前項の使用によって乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対してその損害をする。
3　甲は、第３条第１項の発行を受けた後に試験の結果に誤りが発見された場合、試験用提出図書等に虚偽の記載がなかったこと、その試験業務を行った当時の技術水準においてその誤りを回避し得たこと、その他その誤りが乙の責に帰すべきことを甲が証明したときは、乙に対して、無償で、追完（途中で中止した試験業務を再開し、最後まで実施すること。）や試験のやり直し（以下「追完等」という。）を請求することができる。
4　前項の請求は、第３条第１項の発行の日から２年以内に行なわなければならない。
5　甲は、第３条第１項の発行の際に試験の結果に誤りがあることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を第３条第１項の通知の日から６ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することができない。ただし、乙がその誤りの存在を知っていたときは、この限りでない。

第 11 条（試験の責任範囲等）
　この契約は、試験の対象となるものに瑕疵がないことについて保証するものではないものとする。

2　試験用提出図書に虚偽があったことが試験成績書等発行後に発覚した場合、乙が交付した試験成績書は無効とし、乙は、当該試験の結果について責任を負わないものとする。

第 12 条（秘密保持）

乙は、この契約に定める試験業務に際して知り得た甲の秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 13 条（業務の内容の公表）

前条に係わらず、乙は、第３条第１項の発行した後、事前に甲の同意を得て、試験業務の内容を公表することができる。前項の公表によって甲に損害が生じたとしても、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

第 14 条（試験成績書等の再発行）

乙の発行する試験成績書等の再発行の期限は、試験成績書等の発行日から 10 年間とする。

2　乙は、明らかな誤記がある場合を除き、発行した試験成績書等の記載内容を変更しての再発行は行わない。

第 15 条（労働災害等）

甲（甲の役員、従業員を含む）が試験業務に係る作業を行うときは、乙の指示に従い労働災害等の防止に努めなければならない。

2　甲（甲の役員、従業員を含む）が試験業務に係る作業中に労働災害が生じたときは、甲の加入する労働災害補償保険を適用するものとする。

3　甲（甲の役員、従業員を含む）が、試験業務に際して、乙の所有又は管理にかかる設備又は備品等を破損するなどして、乙に損害を生させたときは、甲は、乙に対し、その損害を賠償する。ただし、不可抗力によるものであると乙が認めたときは、この限りではない。

第 16 条（管轄裁判所の合意）

本契約に関連して紛争が生じたときは、その第一審の管轄裁判所は、乙の所在地を管轄する裁判所とすることを、甲乙合意する。

第 17 条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項ついては、甲乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。